

令和5年7月18日

地域住民のみなさまへ

沖縄県 北部土木事務所長 上原 智泰

土砂災害特別警戒区域等指定の住民説明会の開催について（案内）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび沖縄県北部土木事務所では、名護市において、土砂災害防止法に基づく基礎調査（地形調査等）を行い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定することになりました。

土砂災害特別警戒区域等の指定は、土砂災害のおそれのある区域をお知らせするもので、**沖縄県及び市町村で、何か対策工事を行うというものではありません。**

つきましては、下記のとおり住民説明会を開催しますので御案内いたします。

記

1 住民説明会の日時と場所

- (1) 日時 令和5年8月16日(水)午後6時から午後7時まで
- (2) 場所 名護中央公民館（1・2研修室）



2 説明内容

- (1) 土砂災害と土砂災害防止法
- (2) 警戒区域と特別警戒区域について
- (3) 指定箇所について

3 区域指定箇所の確認方法

指定箇所については、**北部土木事務所(計画調査班)**または**各区公民館**で確認することができます。また、北部土木事務所ホームページからも確認することができます。

(下記 URL 及び 2次元バーコードをご利用ください)

URL : https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-hoku/keikaku/nagosi_r5.html



土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が区域指定の対象となります。

がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に流れて激しく流れ下る現象



地滑り

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象

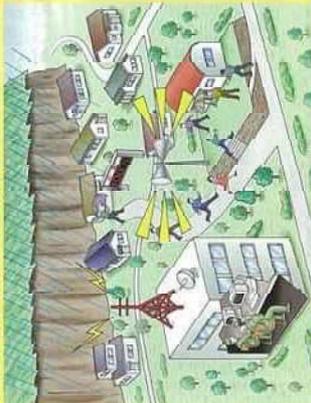


「土砂災害防止法」で区域に指定されると...



土砂災害警戒区域では...

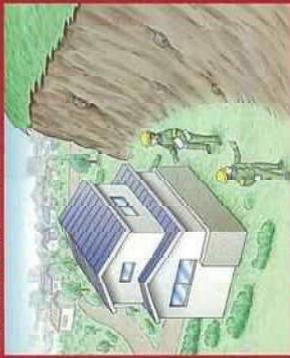
警戒避難体制の整備



土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くてできるように警戒避難体制の整備が図られます。

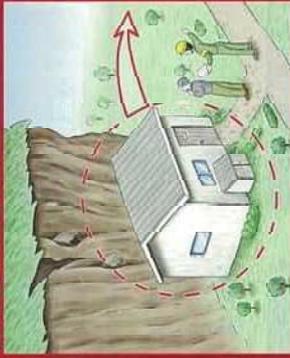
さらに土砂災害特別警戒区域では...

建築物の構造規制



想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

建築物の移転



著しい損傷が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。

特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建設を行う場合の開発行為には許可が必要です。

お問い合わせ先 沖縄県土木建築部 北部土木事務所 計画調査班
Tel 0980-53-2958

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省防砂部 発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会